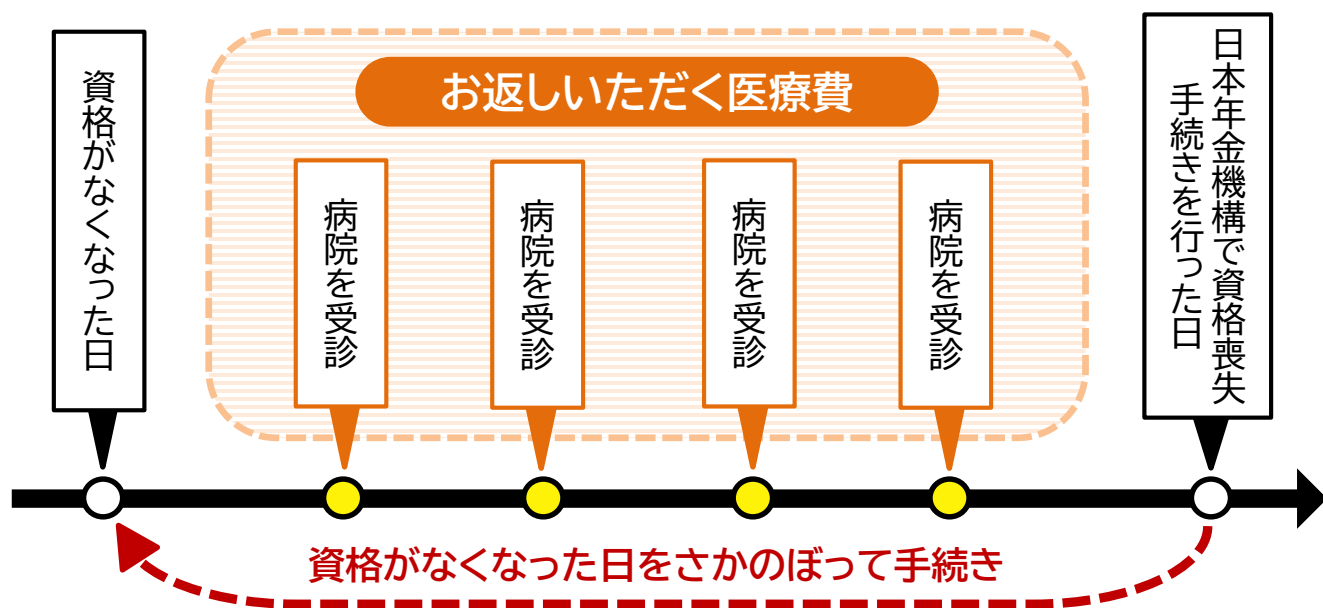


健康保険の資格がさかのぼってなくなったとき



資格がなくなった期間に健康保険を使用して医療機関等を受診されていた場合、自己負担分を除いた**医療費(総医療費の7～8割)**をお返しいただきます。

■ お返しいただく医療費（イメージ）



(注) 資格がなくなった期間に健康保険による傷病手当金や高額療養費などの給付金を受けていた場合も、協会けんぽが支給した給付金の全額をお返しいただきます。

お返しいただく方法

日本年金機構による手続きの終了後、協会けんぽからご本人あてに納付書をお送りします。納付書がお手元に届いたら、期限までに納付してください。

※お支払いに関してご不明な点がございましたら、協会けんぽまでご相談ください！

